

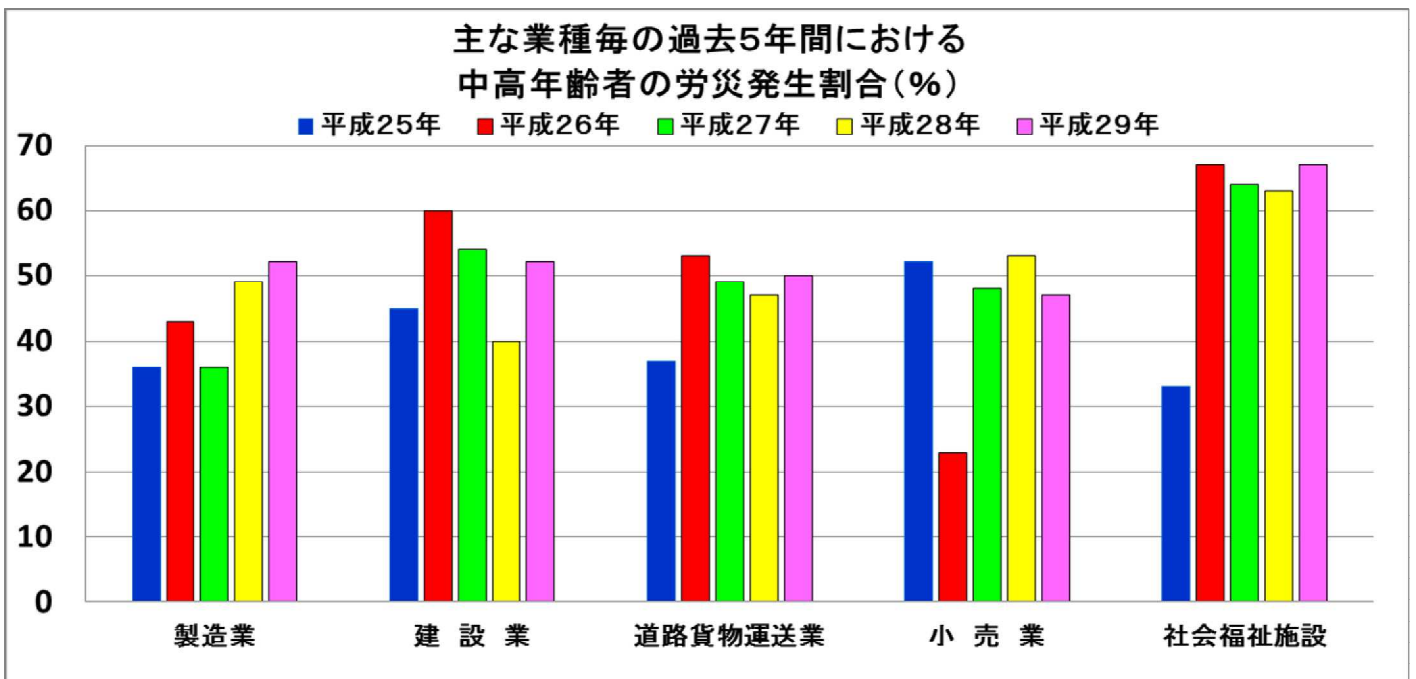
転倒災害の6割以上が中高年齢者で発生しています。

筑西労働基準監督署広報

# 中高年齢者の労災特に注意!!

近年、労働人口における50歳以上の中高年齢者が占める割合が増加傾向にあることから、筑西労働基準監督署管内においても、平成29年に発生した284件の労働災害のうち半数以上が50歳以上の中高年齢者において発生しており、特に、製造業、建設業、道路貨物運送業、小売業及び社会福祉施設においては今後増加が懸念される状況にあります。また、転倒災害においては、6割以上が中高年齢者において発生していることから、当署ではあらゆる機会をとらえ、業種を問わず中高年齢者の労働災害防止について、全力を挙げて取り組むことといたします。

皆様の事業場におかれましても、中高年齢者の安全確保を徹底され、積極的に臨まれるようお願いいたします。



## 労働安全衛生法第62条（中高年齢者等についての配慮）

事業者は、中高年齢者その他労働災害防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行うように努めなければならない。